

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件	関 係 地 区
鹿特区 か(垂) 第33号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	志布志市 志布志町 夏井地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 28' 12" E 131° 07' 39" 点イ N 31° 28' 11" E 131° 07' 38" 点ウ N 31° 28' 13" E 131° 07' 31" 点エ N 31° 28' 14" E 131° 07' 32"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	志布志市 の旧志布 志町の地 区
	志布志漁協						
鹿特区 か(垂) 第34号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	志布志市 志布志町 夏井漁港 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 28' 02" E 131° 08' 07" 点イ N 31° 27' 59" E 131° 08' 05" 点ウ N 31° 28' 01" E 131° 08' 01" 点エ N 31° 28' 04" E 131° 08' 03.5"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	志布志市 の旧志布 志町の地 区
	志布志漁協						

ケ 真珠養殖業

漁場番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿区第1号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	出水郡長 島町浦底 三船ミン ゴラ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ及び点ア を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 13' 33" E 130° 09' 35" 点イ N 32° 13' 29" E 130° 09' 36" 点ウ N 32° 13' 30" E 130° 09' 39" 点エ N 32° 13' 18" E 130° 09' 43" 点オ N 32° 13' 20" E 130° 09' 47" 点カ N 32° 13' 26" E 130° 09' 49" 点キ N 32° 13' 35" E 130° 09' 45"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	個別漁業権						
鹿区第2号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	出水郡長 島町三船 浦真珠作 業基地地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 13' 03" E 130° 09' 41" 点イ N 32° 13' 03" E 130° 09' 42" 点ウ N 32° 13' 05" E 130° 09' 42" 点エ N 32° 13' 04" E 130° 09' 40"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
	個別漁業権						
鹿区第3号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 櫻之浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 13' 45" E 130° 09' 54" 点イ N 32° 13' 45" E 130° 09' 52" 点ウ N 32° 13' 41" E 130° 09' 52" 点エ N 32° 13' 41" E 130° 09' 54"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 長島町 の地区
	個別漁業権						
鹿区第4号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	出水郡長 島町諸浦 裸島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 14' 11" E 130° 10' 32" 点イ N 32° 14' 08" E 130° 10' 30" 点ウ N 32° 14' 06" E 130° 10' 34" 点エ N 32° 14' 08" E 130° 10' 36"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	出水郡長 島町の旧 長島町 の地区
	個別漁業権						
鹿区第5号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市上飯町 浦内地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線 及び基点3と点ウを結んだ直線並びに最大低潮時海岸線 によって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 31° 51' 19" E 129° 51' 33" (薩摩川内市上飯町浦内田之浦鼻基点標識) 基点2 N 31° 51' 06" E 129° 51' 05" (薩摩川内市上飯町浦内猫瀬鼻基点標識) 基点3 N 31° 51' 08" E 129° 51' 31" (薩摩川内市上飯町浦内網崎基点標識) 点ア N 31° 51' 21" E 129° 51' 32" 点イ N 31° 51' 09" E 129° 51' 04" 点ウ N 31° 51' 12" E 129° 51' 31"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	薩摩川内 市上飯町 の地区
	個別漁業権						

コ あさり・はまぐり養殖業

漁場番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
鹿特区 あ(地) 第1号	第3種 区画漁業  県漁協 錦海支所  団体漁業権	あさり・は まぐり地ま き式養殖業	1月1日 から12月 31日	始良市重 富地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で 結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれ た区域  基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 20" E 130° 37' 11" 基点2 N 31° 42' 13" E 130° 37' 07" 点ア N 31° 42' 15" E 130° 37' 20" 点イ N 31° 42' 08" E 130° 37' 15"	なし	始良市 の旧始 良町の 地区
鹿特区 あ(地) 第2号	第3種 区画漁業  県漁協 錦海支所  団体漁業権	あさり・は まぐり地ま き式養殖業	1月1日 から12月 31日	始良市平 松地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で 結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれ た区域  基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 48" E 130° 37' 39" 基点2 N 31° 42' 34" E 130° 37' 24" 点ア N 31° 42' 44" E 130° 37' 49" 点イ N 31° 42' 29" E 130° 37' 33"	なし	始良市 の旧始 良町の 地区
鹿特区 あ(地) 第3号	第3種 区画漁業  錦江漁協  団体漁業権	あさり・は まぐり地ま き式養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市隼 人町小浜 地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で 結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれ た区域  基点及び点の位置 基点1 N 31° 43' 57" E 130° 41' 37.5" 基点2 N 31° 44' 01" E 130° 41' 33" 点ア N 31° 43' 52" E 130° 41' 36" 点イ N 31° 43' 56" E 130° 41' 31"	なし	霧島市 の旧隼 人町地 区
鹿特区 あ(地) 第4号	第3種 区画漁業  錦江漁協  団体漁業権	あさり・は まぐり地ま き式養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市隼 人町天降 川河口	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で 結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれ た区域  基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 25" E 130° 44' 16" 基点2 N 31° 42' 26" E 130° 44' 09" 点ア N 31° 42' 22" E 130° 44' 15" 点イ N 31° 42' 23" E 130° 44' 08"	なし	霧島市 の旧隼 人町地 区
鹿特区 あ(地) 第5号	第3種 区画漁業  錦江漁協  団体漁業権	あさり・は まぐり地ま き式養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市国 分水戸川 地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 基点2を 順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線に よって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 16" E 130° 46' 34" 基点2 N 31° 42' 24" E 130° 45' 39" 点ア N 31° 42' 04" E 130° 46' 32" 点イ N 31° 42' 11" E 130° 46' 07" 点ウ N 31° 42' 15" E 130° 45' 56" 点エ N 31° 42' 16" E 130° 45' 38"	なし	霧島市 の旧国 分市の 地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
	個別漁業権又は団体漁業権の別						
鹿特区あ(地)第6号	第3種区画漁業	あさり・はまぐり地まき式養殖業	1月1日から12月31日	霧島市国分漁港西地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点4, 基点3, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 12" E 130° 47' 25" 基点2 N 31° 42' 15" E 130° 47' 10" 基点3 N 31° 42' 12" E 130° 46' 58" 基点4 N 31° 42' 07" E 130° 46' 51" 点ア N 31° 42' 06" E 130° 47' 24" 点イ N 31° 42' 07" E 130° 47' 08"	なし	霧島市の旧国分市の地区
	錦江漁協						
鹿特区あ(地)第7号	第3種区画漁業	あさり・はまぐり地まき式養殖業	1月1日から12月31日	霧島市国分漁港東地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 31° 41' 50" E 130° 47' 56" 基点2 N 31° 42' 11" E 130° 47' 33" 点ア N 31° 41' 48" E 130° 47' 50" 点イ N 31° 42' 00" E 130° 47' 43" 点ウ N 31° 42' 07" E 130° 47' 32"	なし	霧島市の旧国分市の地区
	錦江漁協						
鹿特区あ(地)第8号	第3種区画漁業	あさり・はまぐり地まき式養殖業	1月1日から12月31日	鹿児島市喜入生見地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 点ア N 31° 18' 46" E 130° 34' 23" 点イ N 31° 18' 47" E 130° 34' 25" 点ウ N 31° 18' 54.5" E 130° 34' 18" 点エ N 31° 18' 53.5" E 130° 34' 16"	なし	鹿児島市の旧喜入町の地区
	県漁協喜入町支所						
鹿特区あ(地)第9号	第3種区画漁業	あさり・はまぐり地まき式養殖業	1月1日から12月31日	鹿児島市喜入前之浜町川下地先	基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イを見通す直線, 最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 31° 20' 48" E 130° 33' 26" (鹿児島市喜入前之浜町基点標石) 基点2 N 31° 21' 08" E 130° 33' 16" (鹿児島市喜入前之浜町基点標石) 点ア N 31° 20' 49" E 130° 33' 30" 点イ N 31° 21' 09" E 130° 33' 21"	なし	鹿児島市の旧喜入町の地区
	県漁協喜入町支所						

## (3) 定置漁業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿定第1号	定置漁業	ぶり雑魚定置	9月1日から翌年7月15日	薩摩川内市上甑町平良島深浦地先	<p>基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 47' 03" E 129° 49' 47"            (薩摩川内市上甑町平良島深浦エビス岩基点標石)            点ア N 31° 47' 04" E 129° 50' 06"            点イ N 31° 47' 11" E 129° 49' 56"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市上甑町平良
鹿定第2号	定置漁業	ぶり雑魚定置	12月1日から翌年7月15日	薩摩川内市上甑町平良島弁慶地先	<p>基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 46' 53" E 129° 49' 47"            (薩摩川内市上甑町平良島弁慶定置小屋基点標石)            点ア N 31° 46' 35" E 129° 50' 17"            点イ N 31° 46' 46" E 129° 50' 21"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市上甑町平良
鹿定第3号	定置漁業	ぶり雑魚定置	1月1日から12月31日	薩摩川内市鹿島町夜萩地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 47' 05" E 129° 47' 35"            (薩摩川内市鹿島町夜萩浦横瀬基点標石)            点ア N 31° 47' 05" E 129° 47' 27"            点イ N 31° 47' 20" E 129° 47' 28"            点ウ N 31° 47' 14" E 129° 47' 44"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市鹿島町
鹿定第4号	定置漁業	ぶり雑魚定置	1月1日から12月31日	薩摩川内市鹿島町浮水地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 45' 31" E 129° 46' 46"            (薩摩川内市鹿島町浮水ナメ瀬基点標石)            点ア N 31° 45' 42" E 129° 46' 33"            点イ N 31° 45' 45" E 129° 46' 50"            点ウ N 31° 45' 30" E 129° 46' 50"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市鹿島町
鹿定第5号	定置漁業	ぶり雑魚定置	10月1日から翌年7月31日	薩摩川内市鹿島町吹切地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 44' 19" E 129° 46' 49"            (薩摩川内市鹿島町吹切平瀬基点標石)            点ア N 31° 44' 03" E 129° 47' 02"            点イ N 31° 44' 22" E 129° 47' 06"            点ウ N 31° 44' 24" E 129° 46' 48"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市鹿島町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿定第6号	定置漁業	ぶり雑魚定置	1月1日から12月31日	薩摩川内市鹿島町由良島地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 44' 17" E 129° 45' 36"            (薩摩川内市鹿島町大崩八尻ゴト基点標石)            点ア N 31° 44' 40" E 129° 45' 27"            点イ N 31° 44' 41" E 129° 45' 42"            点ウ N 31° 44' 16" E 129° 45' 38"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市鹿島町
鹿定第7号	定置漁業	ぶり雑魚定置	11月1日から翌年7月9日	薩摩川内市下甑町青瀬瀬尾地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 39' 32.5" E 129° 43' 57"            (薩摩川内市下甑町青瀬瀬尾基点標石)            点ア N 31° 39' 30" E 129° 44' 16"            点イ N 31° 39' 35" E 129° 44' 22"            点ウ N 31° 39' 47" E 129° 44' 05"            点エ N 31° 39' 41" E 129° 43' 57"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市下甑町青瀬
鹿定第8号	定置漁業	雑魚定置	7月10日から10月31日	薩摩川内市下甑町青瀬瀬尾地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 39' 35" E 129° 43' 51"            (薩摩川内市下甑町青瀬瀬尾基点標石)            点ア N 31° 39' 33" E 129° 43' 57"            点イ N 31° 39' 38" E 129° 44' 06"            点ウ N 31° 39' 45" E 129° 43' 57"            点エ N 31° 39' 37" E 129° 43' 50"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市下甑町青瀬
鹿定第9号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	南さつま市笠沙町片浦高崎山地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 26' 01" E 130° 10' 04"            (南さつま市笠沙町片浦高崎ジャガ鼻大瀬基点標石)            点ア N 31° 26' 11" E 130° 10' 09"            点イ N 31° 26' 14" E 130° 10' 12"            点ウ N 31° 26' 02" E 130° 10' 25"            点エ N 31° 25' 57" E 130° 10' 07"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	南さつま市笠沙町片浦(野間池地区を除く)
鹿定第10号	定置漁業	ぶり雑魚定置	1月1日から12月31日	南さつま市坊津町秋目沖秋目島高根地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 21' 50" E 130° 10' 07"            (南さつま市坊津町秋目沖秋目島高根基点標石)            点ア N 31° 22' 00" E 130° 09' 54"            点イ N 31° 21' 50" E 130° 09' 42"            点ウ N 31° 21' 46" E 130° 09' 48"            点エ N 31° 21' 46" E 130° 09' 59"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	南さつま市坊津町秋目

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿定第11号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	南さつま市坊津町久志赤野間地先	<p>基点1、点ア、点イ、点ウ、基点2及び基点1を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点1 N 31° 19' 54" E 130° 11' 53"            (南さつま市坊津町久志赤野間基点標石)            基点2 N 31° 20' 01" E 130° 11' 57"            (南さつま市坊津町久志赤野間オキノ瀬基点標石)            点ア N 31° 19' 53" E 130° 11' 50"            点イ N 31° 20' 07" E 130° 11' 34"            点ウ N 31° 20' 16" E 130° 11' 51"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	南さつま市坊津町秋目、坊津町久志
		立石漁業株式会社					
鹿定第12号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	指宿市開聞十町田ノ崎地先	<p>基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 11' 03" E 130° 30' 36"            (指宿市開聞田ノ崎基点標石)            点ア N 31° 10' 57" E 130° 30' 14"            点イ N 31° 11' 17" E 130° 30' 24"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	指宿市の旧開聞町の地区
		有限会社濱崎商店					
鹿定第13号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	指宿市開聞川尻小瀬地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 10' 25" E 130° 32' 58"            (指宿市開聞川尻小瀬基点標石)            点ア N 31° 10' 21" E 130° 33' 06"            点イ N 31° 10' 19" E 130° 33' 08"            点ウ N 31° 10' 11" E 130° 32' 54"            点エ N 31° 10' 14" E 130° 32' 52"            点オ N 31° 10' 23" E 130° 32' 56"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	指宿市の旧開聞町の地区
		かいぬい漁協					
鹿定第14号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡南大隅町佐多伊座敷地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 05' 57" E 130° 41' 51"            (肝属郡南大隅町佐多伊座敷穴口基点標石)            点ア N 31° 06' 04" E 130° 41' 51"            点イ N 31° 06' 11" E 130° 41' 46"            点ウ N 31° 06' 05" E 130° 41' 32"            点エ N 31° 05' 59" E 130° 41' 40"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡南大隅町佐多伊座敷
		有限会社清丸水産					
鹿定第15号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡南大隅町佐多伊座敷上之園地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 05' 17" E 130° 40' 45"            点ア N 31° 05' 26" E 130° 40' 48"            点イ N 31° 05' 40" E 130° 40' 40"            点ウ N 31° 05' 32" E 130° 40' 20"            点エ N 31° 05' 18" E 130° 40' 30"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡南大隅町佐多伊座敷
		有限会社清丸水産					

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿定第16号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町船間深井地先	<p>基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 10' 21" E 130° 59' 24"            (肝属郡肝付町船間深井基点標石)            点ア N 31° 10' 36" E 130° 59' 25"            点イ N 31° 10' 26" E 130° 59' 40"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町岸良
		神田崇志 林光弘 船間一義 林英樹 上原一真 竹中雄希					
鹿定第17号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町岸良ステン島地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 13' 37" E 131° 01' 48"            (肝属郡肝付町 基点標石)            点ア N 31° 13' 26" E 131° 01' 42"            点イ N 31° 13' 24" E 131° 01' 42"            点ウ N 31° 13' 23" E 131° 01' 53"            点エ N 31° 13' 25" E 131° 01' 54"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町岸良
		株式会社 岸良水産					
鹿定第18号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町桃之木地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 17' 11" E 131° 07' 31"            (肝属郡肝付町小谷鼻の東、穴クグリ前基点標石)            点ア N 31° 17' 11" E 131° 07' 30"            点イ N 31° 17' 28" E 131° 07' 27"            点ウ N 31° 17' 20" E 131° 07' 52"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町南方及び北方
		株式会社 潮路					
鹿定第19号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町小谷地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 17' 03" E 131° 07' 15"            (肝属郡肝付町小谷テンマ石基点標識)            点ア N 31° 17' 07" E 131° 07' 00"            点イ N 31° 17' 21" E 131° 07' 12"            点ウ N 31° 17' 16" E 131° 07' 17"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町南方及び北方
		吐合浩一郎					
鹿定第20号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町双子瀬地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 16' 46" E 131° 06' 52"            (肝属郡肝付町双子瀬基点標柱)            点ア N 31° 17' 05" E 131° 06' 32"            点イ N 31° 17' 05" E 131° 07' 00"            点ウ N 31° 16' 47" E 131° 06' 54"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町南方及び北方
		内之浦漁協					



漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿定第21号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町仏崎地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 16' 44" E 131° 05' 36"            (肝属郡肝付町仏崎基点標石)            点ア N 31° 16' 44" E 131° 05' 35"            点イ N 31° 16' 54" E 131° 05' 28"            点ウ N 31° 17' 00" E 131° 05' 27"            点エ N 31° 16' 58" E 131° 05' 52"            点オ N 31° 16' 52" E 131° 05' 50"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町南方及び北方
		津代裕介					
鹿定第22号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町海蔵地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 19' 58" E 131° 06' 05"            (肝属郡肝付町海蔵アコウの木の下の基点標石)            点ア N 31° 20' 12" E 131° 06' 00"            点イ N 31° 20' 11" E 131° 06' 19"            点ウ N 31° 20' 05" E 131° 06' 16"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町南方及び北方
		有限会社昌徳丸					
鹿定第23号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町飯ヶ谷地先	<p>基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大低潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点1 N 31° 20' 05" E 131° 05' 24"            (肝属郡肝付町飯ヶ谷小山基点標石)            基点2 N 31° 20' 09" E 131° 05' 15"            (肝属郡肝付町飯ヶ谷イサミ石基点標石)            点ア N 31° 20' 22" E 131° 05' 42"            点イ N 31° 20' 32" E 131° 05' 18"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町の旧高山町の地区
		高山漁協					
鹿定第24号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町東風泊地先	<p>基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大低潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点1 N 31° 20' 27" E 131° 04' 24"            (肝属郡肝付町東風泊次郎石基点標石)            基点2 N 31° 20' 26" E 131° 04' 19"            (肝属郡肝付町東風泊鳥糞石基点標石)            点ア N 31° 20' 52" E 131° 04' 48"            点イ N 31° 20' 51" E 131° 04' 23"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町の旧高山町の地区
		高山漁協					
鹿定第25号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日まで	南さつま市坊津町久志網代鼻地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点 N 31° 17' 48" E 130° 12' 17"            (南さつま市坊津町久志網代鼻基点標石)            点ア N 31° 17' 49" E 130° 12' 20"            点イ N 31° 18' 07" E 130° 12' 23.5"            点ウ N 31° 18' 02" E 130° 12' 03.5"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	南さつま市坊津町久志
		立石漁業株式会社					